

平成 30 年度食料・農業・農村政策審議会第 2 回畜産部会

「意見の概要」

I 基本的な事項

- 今回の畜産物価格等の決定が、今後、生産現場にどのような影響をもたらすのか、しっかりフォローアップするとともに、変更となった制度については、その意図について十分に周知していく必要。
- 次期の「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」は、国際環境の変化、多発する自然災害、インバウンドの増加による消費の変化、食料自給率の動向等を踏まえるとともに、規模拡大一辺倒ではない多様性・持続性等についても、この畜産部会が主導して検討すべき。
- 生産者の思い、農業の奥深さ、大自然の恵み・豊かさを消費者に伝えるため、官民一体となって、食育をはじめ、農林水産省のHPもわかりやすくするなど、生産者と消費者のお互いが国産食材の価値を上げる取組を進めていくべき。
- 国の支援は十分に行うべきであるが、その支援に対する都市部の消費者等の理解醸成につながる取組を行うべき。

II 酪農・乳業関係

- 学校給食用牛乳の風味変化の問題については、安全性確保の観点から、衛生面での検査等を通じた科学的な判断が必要であり、業界関係者の取組みに加え、引き続き、行政による迅速かつ適切な指導をお願いする。
- 需要に応じた牛乳乳製品の生産や酪農・乳業のより一層の競争力強化

が求められる中、北海道と都府県のバランスの取れた生産や国産の牛乳乳製品需要に見合った供給体制が必要であり、特に都府県酪農を中心として、生産基盤の強化を図って欲しい。

- 加工原料乳生産者補給金単価は、意欲ある生産者が前向きに取り組めるとともに、次の世代の後継者の励みになるようなものにすべき。一方で、消費者の理解が得られるものにすべき。

Ⅲ 食肉関係

- 肉用子牛の保証基準価格は、地域を支える中小規模や家族経営に配慮した設定であるべき。
- TPP11 の発効に伴う関税削減など国際情勢が大きく変化した場合には、「肉用子牛の再生産の確保」という法律の趣旨に即し、必要に応じて初年度に定めた基準価格を見直すという方針を明確にすべき。
- 肥育経営は、素畜費の高騰により、収益性が悪化しており、繁殖基盤の強化、省力化機械の導入などによる効率的な子牛生産を進めるための対策を講じるべき。
- 生産者にとっても消費者にとっても、国産食肉が安定した価格で安定供給されることが重要。国産牛肉の高価格が続けば、輸入牛肉に取って代わられることを懸念。
- 市場開放に対抗できるよう、セーフティーネットを確立すること等により、国産牛肉が増加するような施策をお願いしたい。

IV 飼料関係

- 公共牧場の有効活用や、国産濃厚飼料の生産・利用の拡大、飼料用米の推進など、自給飼料対策を充実させるべき。
- 国産飼料を活用した畜産物のブランド化を推進するため、表示のルール作りやプロモーションの場を設けるなど、消費者への価値訴求に努めてもらいたい。
- 飼料用米については、飼料用米を使用した畜産物という需要だけではなく、飼料原料として安定供給されることが必要。
- 飼料用米は、地域内での耕畜連携から始まった取組であり、水田の有効活用による循環型で持続可能な生産という観点から評価されるべき。

V その他

- 家畜衛生対策については、都道府県、関係者ともよく連携をとって、水際対策やイノシシなど野生動物対策も含め、防疫対策の強化・徹底に努めていただきたい。
- 豚コレラは、行政の施設においても発生しており、行政がより高い危機意識を持ち、さらなる防疫対策の徹底を図ることが必要。
- 海外からの食肉の持込について、抜けている部分はないか。水際対策を徹底すべき。
- 和牛受精卵が不正に中国に持ち出されそうになったことから、今後も十分に留意し、抜本的な対応を検討すべき。
- TPP11等の発効が目前に迫るなか、畜産・酪農の体質強化を一層加速化する必要があり、畜産クラスターや国産チーズ対策等について、十

分な予算確保と継続的な支援が必要。

- 畜産クラスター事業については、現場の意見を踏まえつつ、中小規模経営の実態にも配慮した柔軟な運用を行うべき。
- 輸入畜産物の表示については、消費者が誤解することがないように、表示のルール作りを消費者庁とも連携し行うべき。
- 畜産堆肥利用に当たって、耕種農家とのマッチングがうまくいっておらず、良質な堆肥の生産に努め、利用者が喜んで使ってもらえるよう、取組を進めるべき。また、家畜排せつ物処理施設への支援の充実を図るべき。
- 畜産は管理と経営手法を持って臨めば成り立つ事業であり、新規参入者に対し、経営、技術等の教育に加え、販売面の教育も行き届かせるべき。